

## 教職員免許状取得に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、学則第 23 条に基づき教育職員免許状取得に関する授業科目の履修方法及び手続き等の細部事項について定めるものとする。

(教育職員免許状の種類等)

**第2条** 本学において取得できる教育職員免許状（以下「免許状」という。）は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科	摘 要
経済学部	経済学科	中一種	社 会	
		高一種	地理歴史	
		高一種	公 民	
	商 学 科	高一種	商 業	
	経営法学科	高一種	公 民	平成 31 年度入学生まで
経営学部	経営学科	高一種	商 業	
		中一種	社 会	渋谷キャンパスのみ
		高一種	地理歴史	渋谷キャンパスのみ
		高一種	公 民	渋谷キャンパスのみ

※「中一種」は中学校教諭一種免許状、「高一種」は高等学校教諭一種免許状をいう。

(免許状の取得条件)

**第3条** 免許状を取得するためには、教育職員免許法に基づく所定の科目・単位の修得及び介護等の体験（中一種のみ）をしなければならない。

免許状の種類・教科	中一種（社会）	高一種（地理歴史） 高一種（公民） 高一種（商業）
基 礎 資 格	学士の学位を有すること	
文部科学省令に定める科目	1. 体育 2 単位（スポーツ） 2. 日本国憲法 2 単位（日本国憲法） 3. 外国語コミュニケーション 4 単位（英語ⅣA、英語ⅣB） 4. 情報機器の操作 4 単位（情報リテラシーⅠ、情報リテラシーⅡ）	
教科及び教科の指導法に関する科目	28 単位以上	24 単位以上
教育の基礎的理解に関する科目	10 単位以上	10 単位以上
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10 単位以上	8 単位以上
教育実践に関する科目	7 単位以上	5 単位以上
大学が独自に設定する科目	4 単位以上	12 単位以上
介 護 等 体 験	中一種のみ必修	

2 中一種（社会）免許状取得に必要な介護等体験の細部実施要領は別に示す。

(授業科目)

**第4条** 教育職員免許状を取得するための課程（以下「教職課程」という）に係る授業科目は、別表第1～別表第3のとおりとする。

(教職課程履修の条件)

**第5条** 教育職員となる意欲と熱意を持ち、これに相応しい資質を有する者

- 2 2・3年次より教職課程の履修を希望する場合は、教職課程主任教授が行う面接に合格となった者
- 3 各学年で履修した単位数の8割以上を修得した者
- 4 原則として教員採用試験を受験する者

(教職課程履修手続)

**第6条** 教職課程の履修を希望する者は、「教職課程履修願」（別紙様式1）を指定する期日までに教務課に提出するものとする。

(教育実習参加の要件等及び介護等体験参加)

**第7条** 教育実習参加の要件は、次のとおりとする。

- (1) 教員となるに相応しい学識・人格を備えていること。
  - (2) 原則として教員採用試験を受験すること。
  - (3) 教育実習Ⅱ（4年次配当科目：全免許必修）に参加する者は、「教職論」、「教育原理」、「特別活動及び総合的な学習時間の指導法」、「教育方法論」及び「教科教育法」の単位を修得し、3年次までの卒業に必要な単位を100単位以上修得していること。
  - (4) 教育実習Ⅰ（3年次配当科目：中一種社会必修）に参加する者は、「教職論」、「教育原理」、「社会科・地理歴史科教育法A・B」及び「道德教育の指導法」の単位を修得していること。
- 2 教育実習に参加する者は、実習前年度の指定する期日までに「教育実習参加願」（別紙様式2）を教務課に提出するものとする。
  - 3 介護等体験に参加する者は、体験前年度の指定する期日までに「介護等体験申込書」（別紙様式3）を教務課に提出するものとする。
  - 4 前項の「教育実習参加願」又は「介護等体験申込書」を提出した者は、病気入院等、特別な事由のない限り「当該参加願」又は「当該申込書」を取り消すことはできない。

(他学科履修の制限)

**第8条** 教職課程の学生が「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修するにあたっては、所属する学科に開講する科目を履修するものとする。

(納付金等)

**第9条** 教職課程を履修する者は、学則に定める教職課程費を指定する期日までに納付しなければならない。

- 2 教育実習における実習校に対する実習費は個人負担とする。
- 3 納付金は、原則として返還しない。
- 4 指定期間内に納付金を納めない者は、教職課程の履修を辞退したものとみなす。

(免許教科の変更届)

**第10条** 教職課程履修願の提出後に履修する免許教科の変更を行う者は、「免許教科の変更届」（別紙様式4）を速やかに教務課に提出するものとする。

(教職課程履修の辞退届)

**第11条** 教職課程の履修を辞退する者は、「教職課程履修辞退届」（別紙様式5）を速やかに教務課に

提出しなければならない。

- 2 教職課程の履修において著しく熱意に欠けると認められる学生については、教職課程委員会での審議の上、辞退届を提出させることがある。

(免許状授与願の提出等)

**第 12 条** 教育職員免許状取得に必要な科目の単位を修得（見込みを含む。）した者が本学で行う免許状一括申請を希望する場合、「免許状授与願」を指定する期日までに教務課に提出し、一括申請証紙代を預託するものとする。

- 2 前項の申請に基づき交付された教育職員免許状は、教務課から受領するものとする。

(通信教育による免許取得)

**第 13 条** 健康スポーツ経営学科の学生（平成 28 年度以降入学生）で、通信教育を利用し教育職員免許状（中・高：保健体育）を取得しようとする者は、本学で開講する自由科目「教育の基礎的理解に関する科目等」の一部を履修することができる。

- 2 教職課程履修手続き及び納付金等については、本規程を準用する。

**附 則** この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。